

陸上自衛隊教育訓練研究本部仕様書		
物品番号	仕様書番号	
Wi-Fiルーター借上	1 K L O - Z 3 0 5 9	
	作成	令和 5年1月17日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	教育訓練研究本部総合企画部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、教育訓練研究本部において使用するWi-Fiルーターの借上（以下“本借上”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義など

1.2.1 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-C000001（以下，“電子共仕”という。）及びGLT-CG-Z000001（以下，“一般共仕”という。）による。

1.2.2 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログ等によって明確にされているものをいう。

1.2.3 カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 引用文書

a) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）
[防装庁（事）第3号（31.1.9）]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）[装武第188号（31.1.9）]

1.3.2 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）[装管調第807号（3.1.21）]

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 本借上は，“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、本借上のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクの対策などを行うものとする。

- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.1による。
- c) この仕様書で規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 借上期間

令和5年3月3日（金）～令和5年3月14日（火）

2.3 借上場所

陸上自衛隊目黒駐屯地 教育訓練研究本部

2.4 借上機器

借上機器は、表1による。

表1－借上機器

品名	数量等	カタログ製品名 ^{a)} 等
Wi-Fiルーター	4	Wi-Fiルーター FS040WMB1, SH-52A又はF+FS030Wと同等以上のもの（他社の製品を含む。）
データ回線	無制限又は10GB	LTE以上のデータ通信（米国）
注 ^{a)} カタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

2.5 納入・返却

納入・返却は、陸上自衛隊目黒駐屯地 教育訓練研究本部での授受又は、郵送・宅配によるほか、つぎによる。

a) 納入

契約相手方は、令和5年3月3日（金）午前10時までに陸上自衛隊教育訓練研究本部総合企画部総合企画課情報企画室に必着とする。細部は、官側との調整による。

b) 返納

官側は、借用期間終了後、契約相手方に着払いにより送付する。返却に必要な送付状、箱等は、契約相手方が準備し、納入時に同封するものとする。

2.6 性能等

同等と判定する要求基準は、次による。

- 官側が別途取得した情報通信端末を収容し、米国内（本土）においてインターネットの常時接続が可能であること。
- 回線速度は、LTE以上の規格対応であること。
- レンタル機材の損傷等の補償サービスが付加されていること。
- 回線工事を伴わず使用可能なものであること。
- 液晶画面で情報の確認ができるものであること

3 品質保証

監督及び検査は、一般共仕の3.2による。

4 その他の指示

4.1 提出書類など

4.1.1 納入書類

契約の相手側が納品書を作成し、納入する。細部は、官側との調整による。

4.1.2 返納書類

返納後、契約の相手方は受領書を官側に提出する。細部は、官側との調整による。

4.1.3 提出書類

- a) 入札又は見積に参加するものは、借上機器に関する製品名、機能、通信料などの概要を適宜の様式により、指定された期日までに契約担当官等に申請し、承認を得るものとする。
- b) 契約の相手方は、納品後、官側が行う器材性能等の細部に関する確認行為に際し、官側が示す様式により回答するものとする。細部は、官側との調整による。

4.2 附属品

附属品は、表2によるものとし、数量は、標準添付品を含むものとする。

表2－附属品

品名	数量	注記
充電用電源コード	4	米国における商用電源に対応

4.3 事前の接続確認

準備期間内に日本国内において導通点検（接続確認）が実施できること

4.4 秘密保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、一般共仕の 8.3 による。